

県南広域振興局長告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年8月4日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 盛岡和賀線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市太田第43地割134番1地先から轟木7地割206番1地先まで	新	m 57.7～22.1	m 104.8
	旧	22.1～22.1	104.8

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
- イ 期間 令和2年8月4日から同年9月4日まで

- 2（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 折壁大原線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市室根町折壁字梅木9番4地先から1番5地先まで	新	m 22.9～10.2	m 64.6
	旧	31.7～10.2	64.6

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
- イ 期間 令和2年8月4日から同年9月4日まで

- 3（1）道路の種類 一般国道
- （2）路線名 284号
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市室根町折壁字梅木19番11地先から6番2地先まで	新	m 35.6～21.3	m 100.0
	旧	35.1～21.4	100.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
- イ 期間 令和2年8月4日から同年9月4日まで